

医療安全通信 第11号-1

【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

感染性廃棄物の適正処理について（1）

感染性廃棄物とは、『医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物』をいいます。感染性廃棄物は、政令及び規則で定められた施設である医療関係機関等で生じたものに限られており、病院や診療所が回収した注射針は感染性廃棄物に該当しますが、薬局は現在のところ医療関係機関等に指定されていませんので、薬局で回収した注射針は「法的には」感染性廃棄物には該当しません。また、家庭から排出される在宅医療廃棄物は一般廃棄物に分類されます。しかし、医療機関で処方し、薬局で販売した注射針を回収した時点で、下取り行為として医療機関や薬局が排出する産業廃棄物となります。

環境省において平成17年3月に取りまとめた「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」の報告書では、在宅医療廃棄物の現段階での最も望ましい処理方法として、以下の方法が考えられるとしています。

1. 注射針等の鋭利な物は、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。
2. その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

病院や薬局等で回収する「鋭利なもの」と、旭川市においては「燃やせないごみ」として一般ゴミと一緒に捨てる「鋭利でないもの」を、患者自身が正しく分別して廃棄するために、説明用のリーフレットを旭川薬剤師会で作成しました。

● ご家庭で使用した針などの捨て方 ●

インスリンなどの自己注射、血糖測定などで使用した廃棄物は正しく処理しましょう！

鋭利なもの

◆注射針・点滴針

◆血糖値測定用の穿刺針（ランセット）

針が貫通せず、蓋がしっかりしめる容器（ビンや缶、ペットボトル）に入れてください。
ビニールや紙袋に入れてはいけません。
※ペットボトルを使用する際には、針が突き出ない
原めて固い素材の炭酸飲料などのペットボトルを使いましょう。

◆針ケースを付けたペン型自己注射針

指などをささないよう慎重に針ケースを取り付けてください。
（針キャップをかぶせる必要はありません。）

針ケースを付けた注射針を回して取り外します。

自宅で廃棄できません。
医療機関（病院・薬局など）で回収します。
（費用はかかりません。）

鋭利でないもの

◆ペン型自己注射カートリッジ・注射筒

◆チューブ

針が付いている場合は切り離して、針は医療機関で回収

◆バッグ

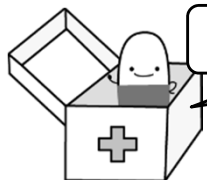
旭川市では、「燃やせないごみ」として旭川市指定の緑色のゴミ袋に入れて廃棄してください。
その他の市町村については、各自自治体にご確認ください。

このリーフレットは、旭川薬剤師会ホームページ会員専用ページからダウンロードできます。

使用済み注射器・注射針が一般ゴミと一緒に捨てられると、ゴミ回収作業員が針刺し事故を起こす可能性があります。血液を介して感染する病気を予防するために、ルールを守って、廃棄してください。

旭川薬剤師会

回収のために、ペットボトルを使用する場合、最近では手で握りつぶせる軟らかくて薄い素材のものが増えており、キャップがはずれた針が貫通して事故が発生する恐れがあるので、**厚めで固い素材の炭酸飲料などのペットボトルを使用するように**、患者に指導してください。適当な容器がない方には、職員が廃棄したペットボトルや、薬局で廃棄する医薬品の容器（ポリびん・缶）のラベルを剥がしたり、マジックで薬品名を消すなど、誤用を防いで提供するのによいでしょう。1個数百円程度で販売されている専用の廃棄容器もありますが、容器を購入しないと廃棄物を回収してもらえないと誤解を受けないように、**医療機関（病院・薬局等）での回収は無料であることを周知してください。**



医療安全通信 第11号-2

【薬局部医療安全委員会】

感染性廃棄物の適正処理について（2）

薬局で回収した使用済みの針の処理方法には、以下の方法があります。

1. 薬局が独自に医療廃棄物業者と契約して廃棄する方法

感染性廃棄物を大量に回収する薬局は、感染性医療廃棄物焼却処理ができる業者と、直接、契約してください。旭川市では「アンビエンテ丸大（Tel0166-63-1511）」一社です。アンビエンテ丸大の処理費用の目安は容器1Lあたり150円程度で、20Lまたは50Lの専用容器が一杯になった際に回収を依頼すると、容器ごと高温焼却されます。同社と直接契約するか、既に各自で契約されている事業系ごみの業者が提携した医療廃棄物収集ができる業者であれば、オプションとして回収が可能です。詳しくは、各事業系ごみ処理業者、もしくは「アンビエンテ丸大」に照会してください。

2. 薬剤師会事務局に処理代行を依頼する方法

感染性廃棄物として処理する注射針等の「鋭利な物」の回収がそれほど多くない薬局は、旭川薬剤師会事務局に処理代行を依頼することができます。その場合は、事務局に持参された廃棄物を依頼者自身で所定の廃棄容器に入れます。

しかし、廃棄容器が満杯の際に廃棄物を持参されて、容器に入れられず紙袋やビニール袋のまま置いて行ったり、容器に入らない大きさの段ボール箱を持ち込まれるようなケースが、発生しています。これを処理する事務局の職員や、廃棄容器の近くを通行する人などが、針刺し事故を起こす危険性がありますので、廃棄処理代行についての手順を明確にします。

★ 薬剤師会事務局への処理代行依頼の手順 ★

- ① 廃棄依頼者は、感染性廃棄物を持参する日時と、量の目安（例：500mLのペットボトル2本と1.5Lのペットボトル1本等）を、事前に薬剤師会事務局（Tel0166-29-2422）に電話連絡をする。
- ② 廃棄依頼者は、事務局から「感染性廃棄物処理依頼書」を受け取り、必要事項を記入する。
- ③ 廃棄依頼者は、持参した廃棄物に薬局名を油性マジックで記入する。
- ④ 事務局立会いの下、廃棄依頼者が自分で、廃棄容器に入れる。

★ 廃棄時の注意点 ★

運搬、処理に携わる者は、廃棄物が常に感染の可能性があるものと認識し、的確かつ慎重に扱う。

- ◆ 運搬中に内容物が飛び出すことがないように注意する。
- ◆ 感染性廃棄物を圧縮したり、容器を押し潰したり、中味を入れ替えない。
- ◆ 廃棄容器の容量8分目以上に廃棄物を入れない。

使用済みの注射針が一般の家庭ごみや資源物の中に混ざって出され、ごみ・資源物の収集作業員や処理施設作業員の針刺し事故が全国的に発生しています。また、オフィスビル、ホテル、ショッピングセンター、空港など、不特定多数の方が利用される場所に、不適切に捨てられているケースも多数報告されています。このようなことをなくすため、適切な廃棄方法についての患者指導や、注射針等の廃棄物の回収を、積極的に行ってください。